

## 第五一回

### 参第二号

#### 一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（案）

#### 目次

##### 第一章 総則（第一条・第二条）

##### 第二章 予防及び健康管理（第三条 第二十一条）

##### 第三章 災害補償の特例（第二十二条 第二十八条）

##### 第四章 一酸化炭素中毒症医療対策審議会（第二十九条 第三十二条）

##### 第五章 施設の整備等（第三十三条・第三十四条）

##### 第六章 雑則（第三十五条 第三十九条）

##### 第七章 罰則（第四十条 第四十二条）

#### 附則

##### 第一章 総則

###### （目的）

第一条 この法律は、業務上の一酸化炭素中毒症に関し、適正な予防及び健康管理の措置を講ずるとともに、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して必要な災害補償等を行ない、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

###### （定義）

第二条 この法律において「一酸化炭素中毒症」とは、一酸化炭素による中毒及びその続発症をいう。

2 この法律において「労働者」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。

3 この法律において「被災労働者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 ガス又は炭じんの爆発その他労働省令で定める事由により一酸化炭素が発生した際業務上の必要により、その発生に係る場所にいた労働者及びその後当該場所に立ち入った労働者であつて労働省令で定めるもの

二 一酸化炭素が発生し、又は発生するおそれが著しい場所であつて労働省令で定めるものにおいて常時作業に従事する労働者

4 この法律において「使用者」とは、労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

##### 第二章 予防及び健康管理

###### （使用者及び労働者の義務）

第三条 一酸化炭素の発生のおそれのある労働省令で定める作業を行なう事業の使用者及び当該作業を行なう労働者は、一酸化炭素中毒症の予防に関し、労働基準法及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定によるほか、一酸化炭素の発生及びこれによる中毒を防止するため、作業環境に関する条件の整備、関係労働者全員についての防護その他適切な措置を講じなければならない。

(教育)

第四条 前条の作業を行なう事業の使用者は、労働基準法及び鉱山保安法の規定によるほか、当該作業に従事する労働者に対して、一酸化炭素の発生の防止、発生後の避難及び応急措置並びに健康管理のために必要な教育を行なわなければならない。

(健康診断)

第五条 使用者は、第二条第三項第一号の事由により一酸化炭素が発生したときは、遅滞なく、同号の被災労働者(以下「第一号被災労働者」という。)に対し、一酸化炭素中毒症に関する健康診断(以下「健康診断」という。)を行なわなければならない。

2 使用者(労働者が第二条第三項各号の一に該当することとなつた時に当該労働者を使用しており、かつ、現にこれを使用している使用者に限る。以下この章において同じ。)は、次の各号に掲げる被災労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、健康診断を行なわなければならない。ただし、第一号の被災労働者については決定があつた日から一酸化炭素中毒症にかかることなく二年を経過したとき、第二号の被災労働者については認定があつた日から一酸化炭素中毒症によりその正常な心身の機能がそこなわれることなく二年を経過したときは、この限りでない。

一 前項の健康診断(これに係る第八項の健康診断を含む。)の結果を基礎として第七条第一項の規定により健康管理の区分が管理一と決定された第一号被災労働者 三月

二 第十二条第一項の認定を受けた第一号被災労働者 六月

三 第七条第一項(第九条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により健康管理の区分が管理二と決定された第一号被災労働者(前号に該当する者及び一酸化炭素中毒症により療養中の者を除く。) 六月

四 第二条第三項第二号の被災労働者(一酸化炭素中毒症により療養中の者を除く。) 六月

3 健康診断は、一般検査及び精密検査によつて行なうものとする。

4 前項の一般検査は、次の方法によつて行なうものとする。

一 精神神経症状に関する問診による検査

二 胸部エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査

三 運動機能検査

四 尿検査

五 血庄、視力その他労働省令で定める事項の検査

5 前項第一号及び第三号から第五号までの検査の方法は、労働省令で定める。

6 第三項の精密検査は、同項の一般検査の結果、一酸化炭素中毒症にかかっている疑いがある被災労働者について、次の方法によつて行なうものとする。

一 脳波検査

二 心電図検査

### 三 心理試験による検査

#### 四 前各号に定めるもののほか、労働省令で定める事項についての検査

7 前項各号の検査の方法は、労働省令で定める。

8 使用者が指定した医師の行なう健康診断を受けることを希望しない被災労働者は、他の医師の行なう健康診断を受け、その結果を証明する書面その他労働省令で定める物件を使用者に提出しなければならない。

9 使用者は、健康診断を行なった場合においては、その限度において、労働基準法第五十二条第一項の健康診断を行なわなくてもよい。被災労働者が前項の規定により他の医師の健康診断を受けた場合においても、同様とする。

(健康診断の結果を証明する書面等の提出)

第六条 使用者は、健康診断を行なったとき、又は前条第八項の規定により物件が提出されたときは、遅滞なく、当該被災労働者について、健康診断の結果を証明する書面、第二条第三項各号の一に該当することを証明する書面その他労働省令で定める物件を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

(健康管理の区分の決定)

第七条 都道府県労働基準局長は、前条の規定により物件が提出されたときは、これらを基礎として、第三十五条第一項の地方一酸化炭素中毒症診査医の診断又は審査により、当該被災労働者について、次に掲げるところにより、一酸化炭素中毒症に関する健康管理の区分(以下「健康管理の区分」という。)の決定をするものとする。

一 管理一 一酸化炭素中毒症にかかっていないと認められるもの

二 管理二 一酸化炭素中毒症にかかっていると認められるもの

2 都道府県労働基準局長は、前項の規定により管理二の決定をする場合において、その症状が軽度であるときは、あわせてその旨の認定をするものとする。

3 第一項の決定及び前項の認定について必要な基準は、労働省令で定める。

4 前項の労働省令は、あらかじめ、第二十九条の一酸化炭素中毒症医療対策審議会の意見をきいて、これを制定する。

5 都道府県労働基準局長は、第三十五条第一項の地方一酸化炭素中毒症診査医の意見により、一酸化炭素中毒症にかかっている疑いがある被災労働者について、第一項の決定を行なうため必要があると認めるときは、使用者に対し、期日又は方法を指定して労働省令で定める範囲内の検査を行なうべきことを命ずることができる。

6 使用者は、前項の規定による命令を受けて検査を行なったときは、遅滞なく、都道府県労働基準局長に、当該検査の結果を証明する書面その他その指定する当該検査に係る物件を提出しなければならない。

(通知)

第八条 都道府県労働基準局長は、前条第一項の決定(同条第二項の認定を含む。)をしたときは、労働省令で定めるところにより、その旨を当該使用者に通知するとともに、

遅滞なく、第六条又は前条第六項の規定により提出された物件を返還しなければならない。

- 2 使用者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を当該被災労働者に通知しなければならない。

( 随時申請 )

第九条 被災労働者又は被災労働者であつた者は、何時でも、健康診断を受けて、都道府県労働基準局長に健康管理の区分を決定すべきことを申請することができる。

- 2 前項の規定による申請は、健康診断の結果を証明する書面、第二条第三項各号の一に該当することを証明する書面その他労働省令で定める物件を添えてしなければならない。
- 3 第七条及び前条第一項の規定は、第一項の規定による申請があつた場合に準用する。この場合において、第七条第五項及び第六項中「使用者」とあるのは「申請者」と、前条第一項中「当該使用者」とあるのは「申請者及び当該申請者を使用する使用者」と読み替えるものとする。

第十条 使用者は、何時でも、被災労働者について、健康診断を行ない、都道府県労働基準局長に健康管理の区分を決定すべきことを申請することができる。

- 2 前条第二項の規定は前項の規定による申請に、第七条及び第八条の規定は前項の規定による申請があつた場合に準用する。

( 回復の認定の申請 )

第十一条 使用者は、何時でも、第七条第一項（第九条第三項及び第十条第二項において準用する場合を含む。第十八条第一項第一号並びに第二十一条第一項第一号及び第二号を除き、以下この章において同じ。）の規定により健康管理の区分が管理二と決定され、かつ、その決定のつど第七条第二項の認定を受けている被災労働者について、健康診断を行ない、都道府県労働基準局長に、その者の正常な心身の機能を回復したことについての認定をすべきことを申請することができる。

- 2 前項の被災労働者は、何時でも、健康診断を受けて、都道府県労働基準局長に、正常な心身の機能を回復したことについての認定をすべきことを申請することができる。
- 3 前二項の申請は、健康診断に関する書類その他の物件で労働省令で定めるものを添えてしなければならない。

( 回復の認定 )

第十二条 都道府県労働基準局長は、前条第一項又は第二項の規定により認定の申請があつたときは、第三十五条第一項の地方一酸化炭素中毒症診査医の診断又は審査により、認定に関する処分をするものとする。

- 2 前項の認定の基準に関し必要な事項は、労働省令で定める。
- 3 前項の労働省令は、あらかじめ、第二十九条の一酸化炭素中毒症医療対策審議会の意見をきいて、これを制定する。
- 4 第七条第五項及び第六項の規定は第一項の認定に関する処分をする場合に、第八条の

規定は前条第一項の申請に対し第一項の認定に関する処分をした場合に、第八条第一項の規定は前条第二項の申請に対し第一項の認定に関する処分をした場合に、それぞれ準用する。この場合において、第七条第五項及び第六項中「使用者」とあるのは「申請者」と、前条第二項の申請に対し認定に関する処分をした場合に関しては、第八条第一項中「当該使用者」とあるのは「申請者及び当該申請者を使用する使用者」と読み替えるものとする。

(健康管理手帳)

第十三条 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、第七条第一項の決定があつた被災労働者に対して、健康管理手帳を交付しなければならない。

2 健康管理手帳の交付を受けた者は、その交付を受けた後、健康診断を受け、又は第八条第二項(第十条第二項及び前条第四項において準用する場合を含む。)若しくは第九条第三項若しくは前条第四項において準用する第八条第一項の規定による通知を受けたときは、労働省令で定めるところにより、そのつど、健康管理手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、健康管理手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(記録)

第十四条 使用者は、労働省令で定めるところにより、その行なつた健康診断及び第五条第八項の規定による健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

(不服申立て)

第十五条 第七条第一項の決定又は同条第二項の認定若しくは第十二条第一項の認定に関する処分についての診査請求における審査請求書には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条に規定する事項のほか、労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の請求書には、労働省令で定めるところにより、当該決定又は認定に関する処分に係る物件及び証拠となる物件を添附しなければならない。

第十六条 前条第一項の審査請求の裁決は、第三十五条第一項の中央一酸化炭素中毒症診査医の診断又は審査によりするものとする。

2 労働大臣は、前条第一項の審査請求について、当該決定又は不認定の処分を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、被災労働者又は被災労働者であつた者について、決定又は認定をするものとする。

3 第七条第五項及び第六項の規定は、前条第一項の審査請求があつた場合に準用する。この場合において、これらの規定中「地方一酸化炭素中毒症診査医」とあるのは「中央一酸化炭素中毒症診査医」と、「使用者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第七条

第六項の規定により提出された物件をその提出者に返還しなければならない。

- 5 労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を労働省令で定める利害関係人に送付するものとする。

( 審査請求と訴訟との関係 )

第十七条 第十五条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

( 管理一と決定された被災労働者等の作業の転換 )

第十八条 使用者は、次の各号に掲げる被災労働者について、当該各号に掲げる期間は、火薬、電気等を取り扱う作業、重量物を取り扱う作業その他労働省令で定める危険又は過重な作業以外の作業に常時従事させるように努めなければならない。ただし、当該危険又は過重な作業が二人以上の者により行なわれるものである場合において、被災労働者が補助作業を行なうときは、この限りでない。

一 第五条第一項の健康診断（これに係る同条第八項の健康診断を含む。以下第二十一条第一項第一号及び第二号において同じ。）の結果を基礎として第七条第一項の規定により健康管理の区分が管理一と決定された第一号被災労働者 決定があつた日から一酸化炭素中毒症にかかることなく二年を経過するまでの間

二 第十二条第一項の認定を受けた被災労働者 認定があつた日から一酸化炭素中毒症によりその正常な心身の機能がそなわれることなく二年を経過するまでの間

- 2 前項に規定する危険又は過重な作業の種類及び範囲は、労働省令で定める。

- 3 前項の労働省令は、あらかじめ、第二十九条の一酸化炭素中毒症医療対策審議会の意見をきいて、これを制定する。

- 4 都道府県労働基準局長は、第一項の場合において、被災労働者が、管理一の決定があり又は第十二条第一項の認定があつた後に第一項に規定する危険又は過重な作業に従事しているときは、使用者に対して、その者を当該危険又は過重な作業以外の作業に常時従事させるべきことを勧告することができる。

- 5 使用者は、前項の勧告に係る被災労働者を当該危険又は過重な作業に従事させなくなつたときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。

( 管理一と決定された被災労働者等の作業転換後の賃金 )

第十九条 使用者は、前条第一項の規定により被災労働者を同項に規定する危険又は過重な作業以外の作業に常時従事させることとなつたときは、当該被災労働者に対して、労働省令で定めるところにより、当該作業の転換前（同項第二号の被災労働者にあつては、最初の管理二の決定前）にその者に支払っていた賃金の額（同項第二号の被災労働者にあつては、当該管理二の決定があつた後同項に規定する作業に従事させることとなつたときまでの間に当該決定前における同一の事業場に属する同種の労働者の賃金が上昇し又は低下したときは、当該決定前に当該被災労働者に支払われていた賃金の額にその上

昇した額を加え、又はその低下した額を減じた額)以上の賃金を支払わなければならない。

2 次の各号に掲げる賃金は、前項の規定により使用者が支払わなければならないこととされる賃金に算入しない。

一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

3 第一項の作業転換前の賃金の額は、労働省令で定めるところにより計算するものとする。

4 第一項の規定は、被災労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により被災労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(管理二と決定された被災労働者の作業の転換等)

第二十条 使用者は、第七条第一項の規定により健康管理の区分が管理二と決定された被災労働者(十二条第一項の認定を受けた者を除く。)であつて就業するものに対して、当該被災労働者の作業の能力に適應した作業に常時従事させるように努めなければならない。

2 使用者は、前項の被災労働者の賃金を定めるに当たつては、その者の生活の安定に関して配慮するように努めなければならない。

(解雇制限)

第二十一条 使用者は、労働基準法第十九条第一項本文の規定に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる被災労働者については、当該各号に掲げる期間は、これを解雇してはならない。ただし、第一号の被災労働者については、その者が正当な理由がなく第五条第一項の健康診断を受けないときは、この限りでない。

一 第五条第一項の健康診断の結果を基礎として第七条第一項の規定により健康管理の区分の決定があるまでの第一号被災労働者 第一号被災労働者になつた日から当該決定のあるまでの間

二 第五条第一項の健康診断の結果を基礎として第七条第一項の規定により健康管理の区分が管理一と決定された第一号被災労働者又は第十二条第一項の認定を受けた被災労働者 決定があつた日から一酸化炭素中毒症にかかることなく二年を経過し、又は認定があつた日から一酸化炭素中毒症によりその正常な心身の機能がそこなわれることなく二年を経過するまでの間

三 第七条第一項の規定により健康管理の区分が管理二と決定された被災労働者(前号に該当する者を除く。) 決定があつた日から一定の年齢に達するまでの間

2 労働基準法第十九条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第一項第三号の一定の年齢は、次の各号に定めるところによる。

- 一 当該被災労働者に係る労働協約（使用者と労働者が締結した協定を含む。以下第三号において同じ。）就業規則又は労働契約に定年についての定めがあるときは、一酸化炭素中毒症にかかった時においてその被災労働者が従事していた作業の種別に係るその年齢
- 二 前号の規定によることができない場合において、当該事業場に同号の定めに対応する慣行があるときは、一酸化炭素中毒症にかかった時において当該被災労働者が従事していた作業の種別に係るその慣行による年齢
- 三 前二号の規定によることができないときは、同種又は類似の事業における一酸化炭素中毒症にかかった時の当該被災労働者と同種又は類似の作業に従事する労働者に係る労働協約若しくは就業規則又は慣行による定年又はこれに相当する年齢を参酌して都道府県労働基準局長が当該使用者の申請により定める年齢

### 第三章 災害補償の特例

#### （準障害補償）

第二十二条 使用者は、次の各号に掲げる被災労働者に対して、当該各号に掲げる期間中一日につき労働基準法第十二条に規定する平均賃金の百分の四十に相当する額（第二号の被災労働者にあつては、その者が次条第一項の障害補償を受ける者であるときは、当該障害補償の額を控除した額）の準障害補償を行なわなければならない。

- 一 労働基準法第七十五条の規定により一酸化炭素中毒症に係る療養補償を受けるべき被災労働者 療養補償に係る期間
  - 二 国、地方公共団体、労働福祉事業団、使用者その他政令で定める者の行なう身体機能若しくは労働能力の回復又は生活環境若しくは作業環境への適応のための訓練を受ける被災労働者 訓練を受けている期間（前号の期間に該当する部分を除く。）
- 2 前項の規定により準障害補償を行なっている被災労働者と同一の事業場における同種の労働者に対して所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の、各年の一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとの一月一人当たり平均額（常時百人未満の労働者を使用する事業場については、労働省において作成する毎月勤労統計における当該事業場の属する産業に係る毎月きまつて支給する給与の四半期の労働者一人当たりの一月平均額。以下「平均給与額」という。）が、当該被災労働者が一酸化炭素中毒症にかかった日の属する四半期における平均給与額の百分の百十をこえ、又は百分の九十を下るに至つた場合においては、使用者は、その上昇し又は低下した比率に応じて、その上昇し又は低下するに至つた四半期の次の次の四半期において、前項の規定により当該被災労働者に対して行なっている準障害補償の額を改定し、その改定をした四半期に属する最初の月から改定された額により準障害補償を行なわなければならない。改定後の準障害補償の額の改定についてもこれに準ずる。
- 3 前項の規定によることができない場合における改定の方法その他同項の規定による改



定について必要な事項は、労働省令で定める。

- 前三項の規定による準障害補償の額が政令で定める額に満たないときは、その額は、当該政令で定める額とする。

(障害補償)

第二十三条 労働基準法第七十五条の規定により一酸化炭素中毒症に係る療養補償を受けべき被災労働者が一酸化炭素中毒症がなおつたとき身体に障書が存する場合においては、使用者は、その障害の程度に応じて、次の表に定める額の障害補償を行なわなければならない。

| 障害等級        | 障害補償                                     |
|-------------|--|
| 第一級から第三級まで  | 当該障害の存する期間一年につき、労働基準法第十二条に規定する平均賃金の三六〇日分 |
| 第四級から第六級まで  | 同 三〇〇日分                                  |
| 第七級から第九級まで  | 同 二四〇日分                                  |
| 第十級から第十二級まで | 同 一八〇日分                                  |
| 第十三級及び第十四級  | 同 一二〇日分                                  |

備考 この表における障害等級の区分は、労働基準法別表第一の等級区分によるものとする。

- 前条第二項から第四項までの規定は、前項の障害補償に準用する。
- 第一項の障害補償を受ける被災労働者の当該障害の程度に変更があつた場合における措置については、労働省令で定める。
- 前項の労働省令は、あらかじめ、第二十九条の一酸化炭素中毒症医療対策審議会の意見をきいて、これを制定する。

(介護補償)

第二十四条 使用者は、労働省令で定めるところにより、一酸化炭素中毒症又はこれに基づく障害により常時介護を要する被災労働者に対して、月額五千円から一万円までの範囲内における額の介護補償を行なわなければならない。

- 前項の労働省令は、あらかじめ、第二十九条の一酸化炭素中毒症医療対策審議会の意見を聞いて、これを制定する。

(労働基準法の準用等)

第二十五条 労働基準法第七十八条の規定はこの法律による準障害補償及び障害補償に、同法第八十三条から第八十七条まで、第百四条、第百五条の二、第百六条第一項、第百十条及び第百十五条の規定はこの法律による準障害補償、障害補償及び介護補償に、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十四条第一項中「この法律に」とあるのは「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十年法律第 号）に」と、「労

働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」とあるのは「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）及び一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」と、「この法律の」とあるのは「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の」と、同法第八十四条第二項、第百四条第一項、第百五条の二、第百六条第一項、第百十条及び第百十五条中「この法律」とあるのは「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

- 2 一酸化炭素中毒症に係る災害補償については、労働基準法第七十七条、第八十一条及び第八十二条の規定は、適用しない。

（労働者災害補償保険法の適用等）

第二十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定に基づく保険関係の成立している事業の労働者について第二十二条から第二十四条までに規定する災害補償の事由が生じた場合には、当該労働者に対し、労働者災害補償保険法による保険給付として準障害補償給付、障害補償給付及び介護補償給付を行なうものとし、これらの保険給付については、同法（第十二条第一項及び第三項、第十五条、第十五条の二、第十八条、第十九条の三、第三十四条の三第二項並びに第四十二条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十二条第二項中「前項の保険給付（長期傷病補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条」とあるのは「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十年法律第号）第二十六条第一項の規定による保険給付は、一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第二十二条から第二十四条まで」と、同法第十二条の五第一項中「この法律」とあるのは「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」と、同法第三十四条の三第一項中「第三章」とあるのは「一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第三章」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する準障害補償給付、障害補償給付及び介護補償給付の内容は、第二十二条から第二十五条までの規定の例により定めるものとする。この場合において、第二十二条第一項及び第二十三条第一項中「労働基準法第十二条に規定する平均賃金」とあるのは「給付基礎日額」と読み替えるものとする。

- 3 一酸化炭素中毒症に係る保険給付については、労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号及び第六号並びに第三項、第十五条、第十五条の二、第十八条、第十九条の三並びに第三十四条の三第二項の規定は、適用しない。

- 4 労働者災害補償保険法第十九条の規定は、療養を開始した日若しくは死亡した日又は労働省令で定めるところにより、負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたと認められる日から三年を経過した後の一酸化炭素中毒症に係る保険給付については、適用しない。

- 5 第一項に規定する準障害補償給付、障害補償給付及び介護補償給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(省令への委任)

第二十七条 この章に規定するもののほか、災害補償に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(適用除外)

第二十八条 この章の規定は、他の法令により労働基準法の適用を排除される労働者及び労働者であつた者並びに船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員及び船員であつた者については、適用しない。

#### 第四章 一酸化炭素中毒症医療対策審議会

(設置)

第二十九条 労働省に、一酸化炭素中毒症医療対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(権限)

第三十条 審議会は、第七条第四項、第十二条第三項、第十八条第三項、第二十三条第四項及び第二十四条第二項に規定する事項のほか、労働大臣の諮問に応じて、一酸化炭素中毒症に関する予防、健康管理、一酸化炭素中毒症に係る障害等級の区分その他に関する重要事項について調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議することができる。

2 第七条第四項、第十二条第三項及び第二十四条第二項に規定する事項の審議には、次条第二項に規定する学識経験のある者のうちから任命された委員のみが参与する。

(組織)

第三十一条 審議会は、十五人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び精神医学又は神経医学に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(労働省令への委任)

第三十二条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

#### 第五章 施設の整備等

(身体機能回復施設等)

第三十三条 政府は、被災労働者又は被災労働者であつた者の福祉の増進を図るため、これらの者の身体機能若しくは労働能力の回復を図り、又は生活環境若しくは作業環境への適応を図るための施設及び就労の機会を与えるための施設の整備、職業紹介、職業訓練その他に関し適切な措置を講ずるように努めなければならない。

(財政的援助)

第三十四条 政府は、地方公共団体、労働福祉事業団、使用者その他の者が行なう前条の施設の整備に関して、必要な財政的援助を行なうように努めなければならない。

## 第六章 雑則

### (一酸化炭素中毒症診査医)

第三十五条 この法律の規定による一酸化炭素中毒症の診断又は審査及びこれらに関する事務を行なわせるため、労働省に中央一酸化炭素中毒症診査医を、政令で定める都道府県労働基準局に地方一酸化炭素中毒症診査医を置く。

2 中央一酸化炭素中毒症診査医及び地方一酸化炭素中毒症診査医（以下次項において「一酸化炭素中毒症診査医」という。）は、一酸化炭素中毒症に関し相当の学識経験を有する医師のうちから、労働大臣が任命する。

3 一酸化炭素中毒症診査医は、非常勤とすることができる。

### (労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第三十六条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

### (労働基準監督官の権限)

第三十七条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要な限度において、第三条の作業を行なう事業場に立ち入り、関係者に質問し、帳簿書類を検査し、又は一酸化炭素の測定を行なうことができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十八条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員の職務を行なう。

### (報告)

第三十九条 労働大臣、都道府県労働基準局長及び労働基準監督署長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者に、一酸化炭素中毒症に関する予防及び健康管理に関する事項を報告させることができる。

## 第七章 罰則

第四十条 第二十一条から第二十四条まで又は第二十五条第一項において準用する労働基準法第百四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第四条、第五条第一項若しくは第二項、第六条、第七条第六項、第八条第二項（第十条第二項及び第十二条第四項において準用する場合を含む。）、第十四条又は第十九条第一項の規定に違反した者
- 二 第七条第五項の規定による命令に違反した者
- 三 第二十五条第一項において準用する労働基準法第百六条第一項の規定に違反した者

四 第三十七条第一項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は検査若しくは測定を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十二条 前条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附 則

( 施行期日 )

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

( 経過措置 )

第二条 この法律の施行前に第二条第三項第一号の事由により一酸化炭素が発生した際業務上の必要により、その発生に係る場所にいた労働者又はその後当該場所に立ちつた労働者であつて労働省令で定めるもの（以下「附則第二条の被災労働者」という。）が、この法律の施行の際現に当該場所に係る事業に使用されているときは、使用者は、当該労働者に対して、この法律の施行後、遅滞なく、第五条第三項の健康診断を行なわなければならない。ただし、当該労働者が、この法律の施行の前日において、当該場所にいた日又は立ちつた日から一酸化炭素中毒症にかかることなく三年を経過した者であるときは、この限りでない。

2 使用者は、前項の規定にかかわらず、この法律の施行の前日三月以内に附則第二条の被災労働者について第五条第三項の健康診断に相当する健康診断を行なつたときは、その限度において、前項の健康診断を行なわなくてもよく、また、附則第二条の被災労働者がこの法律の施行の日において一酸化炭素中毒症に係る療養を受けているときは、同項の健康診断を行なわなくてもよい。この場合においては、使用者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該被災労働者について、第五条第三項の健康診断に相当する健康診断の結果を証明する書面又はその者が一酸化炭素中毒症にかかっていることを証明する医師の診断書、第二条第三項第一号に該当することを証明する書面その他労働省令で定める物件を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

3 第五条第八項の規定は第一項の規定により健康診断を行なう場合に、同条第九項、第六条及び第七条の規定並びに第四十一条及び第四十二条中これらの規定に係る部分の規定は第一項の規定により健康診断を行なつた場合に、第七条の規定並びに第四十一条及び第四十二条中第七条の規定に係る部分の規定は前項の規定により物件を提出した場合に、それぞれ準用する。

4 第一項又は第二項後段の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

5 前項の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

- 6 第三項において準用する第七条第一項又は第二項の決定又は認定は、第五条第一項の健康診断の結果を基礎とする第七条第一項又は第二項の決定又は認定とみなす。
- 7 附則第二条の被災労働者に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 規 定                       | 読み替えられる<br>字句   | 読 み 替 え る 字 句   |
|---------------------------|---|---|
| 第八条第一項                    | 第六条   | 附則第二条第三項において準用する第六条   |
| 第十四条                      | 第五条第八項  | 附則第二条第三項において準用する第五条第八項  |
| 第十八条第一項<br>第一号            | 決定があつた日   | 附則第二条第一項に規定する場所にいた日又は立ち入つた日   |
| 第二十一条第一<br>項各号列記以外<br>の部分 | 第五条第一項  | 附則第二条第一項  |
| 第二十一条第一<br>項第一号           | 第五条第一項の<br>健康診断の結果  | 附則第二条第一項の健康診断（附則第二条第三項において準用する第五条第八項の健康診断を含む。）の結果又は附則第二条第二項の規定により提出した物件   |
|                           | 第七条第一項  | 附則第二条第三項において準用する第七条第一項  |
|                           | 第一号被災労働<br>者になつた日   | この法律の施行の日   |
|                           | 当該決定のある<br>までの間   | 当該決定のあるまでの間（この法律の施行後当該決定のあるまでの間に、当該場所にいた日又は立ち入つた日から一酸化炭素中毒症にかかることなく三年を経過するときは、その経過するまでの間）   |
| 第二十一条第一<br>項第二号           | 第一号被災労働<br>者又は第十二条<br>第一項の認定を<br>受けた被災労働<br>者   | 附則第二条の被災労働者   |
|                           | 決定があつた日<br>から一酸化炭素<br>中毒症にかかる<br>ことなく二年を<br>経過し、又は認<br>定があつた日か<br>ら一酸化炭素中<br>毒症によりその<br>正常な心身の機<br>能がそなわれ<br>ることなく二年<br>を経過するまで<br>の間 | 当該場所にいた日又は立ち入つた日（以下この欄において「当該日」という。）がこの法律の施行の日（以下この欄において「施行日」という。）前一年六月以内である者にあつては当該日から一酸化炭素中毒症にかかることなく二年を経過する日までの間、当該日が施行日前一年六月から三年までの間である者にあつては当該日から一酸化炭素中毒症にかかることなく施行日より六月を経過する日までの間（いずれも当該日から当該決定があるまでの間を除く。） |

第三条 この法律の施行の際現に附則第二条第一項に規定する事業に使用されていない附則第二条の被災労働者又は附則第二条の被災労働者であつた者（附則第二条第一項ただし書に該当する者を除く。）は、この法律の施行の日から二月以内に、第二条第三項第一号に該当することを証明する書面を添えて、都道府県労働基準局長に、一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行なうべきこと及び第七条第一項の決定をすべきことを申請することができる。

2 前項の申請があつたときは、都道府県労働基準局長は、同項の健康診断を行ない、第三十五条第一項の地方一酸化炭素中毒症診査医の診断又は審査により、第七条第一項又は第二項の決定又は認定をし、当該申請者及び当該一酸化炭素中毒症に係る使用者にその旨を通知しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項の申請並びに前項の健康診断、決定及び認定に関し必要な事項は、労働省令で定める。

4 第二項の健康診断に要する経費は、国の負担とする。

5 第二項の規定による第七条第一項又は第二項の決定又は認定は、第五条第一項の健康診断の結果を基礎とする第七条第一項又は第二項の決定又は認定とみなす。

第四条 この法律の施行前に災害補償事由の生じた労働基準法による一酸化炭素中毒症に係る障害補償若しくは打切補償又は労働者災害補償保険法による一酸化炭素中毒症に係る障害給付若しくは長期傷病補償給付のうちこの法律の施行前に係る部分に関しては、なお従前の例による。

2 前項に規定する災害補償に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に一酸化炭素中毒症について、労働基準法第七十五条の規定による療養補償を受け、又は労働者災害補償保険法による療養補償給付を受けている附則第二条の被災労働者に対するこの法律の規定の適用については、その者は、この法律の施行の日に、当該疾病にかかったものとみなす。

第六条 第三章の規定は、この法律の施行の際現に一酸化炭素中毒症について、労働者災害補償保険法の規定により障害補償年金又は長期傷病補償給付を受けている附則第二条の被災労働者についても適用があるものとし、この法律の施行の日から、第三章及び労働者災害補償保険法の規定により療養補償給付、休業補償給付、準障害補償給付、障害補償給付又は介護補償給付を行なう。

2 前項の場合における第三章の規定の適用については、障害補償年金の給付又は長期傷病補償給付の決定をした際に、労働基準法第七十五条の療養補償を行なつていた使用者又は労働者災害補償保険法の適用を受ける労働者について労働基準法第七十五条の療養補償を行なうべきこととされていた使用者を、第三章及び労働基準法の規定により療養補償、休業補償、準障害補償、障害補償又は介護補償を行なうべき使用者とみなす。

3 この法律の施行前に、労働基準法第七十七条の規定により障害補償を受け、又は労働者災害補償保険法の規定により障害補償一時金を受けた附則第二条の被災労働者に対し

ては、政府は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から、第三章の規定により障害補償又は介護補償に相当する給付を行なう。ただし、障害補償に相当する給付については、その額は、その者の障害等級に応ずる第二十三条に規定する障害補償の額から、その者がすでに受けた障害補償又は障害補償一時金の額に相当する金額の範囲内において政令で定める額を減じた額とする。

第七条 一酸化炭素中毒症についてすでに労働基準法第八十一条の打切補償を受けた附則第二条の被災労働者に対しては、政府は、政令で定めるところにより、第三章及び同法の療養補償、休業補償、準障害補償、障害補償又は介護補償に相当する給付を行なう。ただし、休業補償又は障害補償に相当する給付については、それぞれの額は、当該打切補償の額に相当する金額の範囲内において政令で定める額を減じた額とする。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第八条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第三十四条の二中「費用」の下に「(次条に規定するものを除く。)」を加え、第四章中同条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二の二 国庫は、政令で定める算定基準に従い、次に掲げる保険給付に要する費用について、その二分の一を負担する。

- 一 この法律及び一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十年法律第号)の規定により支給する療養補償給付及び休業補償給付(療養を開始した日から三年を経過した後の期間に係るものに限る。以下第三十四条の四の二及び第三十四条の五において同じ。)
- 二 この法律及び一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の規定により支給する準障害補償給付及び介護補償給付
- 三 この法律及び一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の規定により支給する障害補償給付(労働基準法第七十七条の規定による障害補償を受けるとした場合の当該補償の額に相当する部分をこえる部分に限る。以下第三十四条の四の二及び第三十四条の五において同じ。)

第三十四条の四の次に次の一条を加える。

第三十四条の四の二 政府は、この法律及び一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の規定により療養補償給付及び休業補償給付、準障害補償給付、障害補償給付又は介護補償給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定める期間、当該保険加入者から、第二十四条に規定する保険料のほか、労働省令で定めるところにより、これらの保険給付に要する費用の二分の一に相当する額の特別保険料を徴収する。

第三十四条の五中「又は」を「若しくは」に改め、「行なうこととなつた場合」の下に「又はこの法律及び一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の規定による療養補償給付及び休業補償給付、準障害補償給付、障害補償給付若しくは介護補償給付を行なうこととなつた場合」を加え、「前条」を「前二条」に改める。



第三十四条の六中「第三十四条の三第一項又は第二項」を「第三十四条の三第一項若しくは第二項又はこの法律及び一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」に改め、「前に第三十四条の四」の下に「又は第三十四条の四の二」を、「又は第三十四条の四」の下に「若しくは第三十四条の四の二」を加える。

(労働者災害補償保険特別会計法の一部改正)

第九条 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「労働者災害補償保険事業」の下に「(一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十年法律第 号)の規定により保険給付とされたものに関する事業を含む。)」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第十条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三十二号の八を第三十二号の九とし、第三十二号の三から第三十二号の七までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の二の次に次の一号を加える。

三十二の三 一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十年法律第 号)に基づいて、被災労働者の健康管理の区分の決定、回復等の認定、健康管理手帳の交付及び作業の転換の勧告をすること。

第八条第一項第十一号中「じん肺法」の下に「、一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」を加え、同条第三項中「及び労働福祉事業団法」を「、一酸化炭素中毒症に関する特別措置法及び労働福祉事業団法」に改める。

第十三条第一項の表中

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 「じん肺審議会                        | 「じん肺に関する重要事項を調査審議すること。」                               |
| を                              |   |
| 「じん肺審議会<br>一酸化炭素中毒症<br>医療対策審議会 | 「じん肺に関する重要事項を調査審議すること。<br>一酸化炭素中毒症に関する重要事項を調査審議すること。」 |

に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「じん肺法(これに基づく命令を含む。)」の下に「、一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」を加える。

(労働福祉事業団法の一部改正)

第十一条 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項第一号」を「第一項第一号及び前項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項に規定する業務のほか、一酸化炭素中毒症にかかった労働者の福祉を増進するため、次の業務を行なう。

一 一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十年法律第 号)第二十二條第

一 項第二号に規定する訓練のための施設の設置及び運営を行なうこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

第二十七条中「第十九条第一項第一号」の下に「及び第二項第一号」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)

の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

附則第十七条中「前二条」を「前条」に改める。

## 理 由

一酸化炭素中毒症に関する予防及び健康管理を充実するため、一酸化炭素中毒症に関する健康診断、被災労働者の健康管理の区分等を行なうこととするほか、被災労働者の福祉の増進を図るため、作業の転換及び前収保障を実施し、解雇制限を拡大することとし、また、一酸化炭素中毒症にかかった被災労働者の災害補償を十分なものとするために、準障害補償、障害補償、介護補償等の労働基準法及び労働者災害補償保険法による災害補償の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、約三千万円の見込みである。